# 三管区水路通報要覧

(三管区水路通報29年第1号別冊)

平成29年1月6日

第三管区海上保安本部

\_\_\_\_\_\_

- 第 1 項 三管区水路通報・地域航行警報について
- 第 2 項 海上保安庁(本庁)が提供する水路通報・航行警報について
- 第 3 項 インターネットにより提供している水路通報(補正図を含む)の利用について
- 第 4 項 水路図誌使用上の注意について
- 第 5 項 航海上重要な事項の連絡について
- 第 6 項 養殖漁具について
- 第 7 項 在日アメリカ合衆国軍の海上訓練について
- 第 8 項 ラジオゾンデによる高層気象観測について
- 第 9 項 三管区海洋速報について
- 第10項 船舶通航信号所が実施する情報提供について
- 第11項 船舶気象通報について
- 第12項 「海の相談室」について
- 第13項 「マリンレジャー行事相談室」について
- 第14項 水路図誌(海図等)の購入について
- ※ 管内保安部署所在地一覧

\_\_\_\_\_\_

#### 第1項 三管区水路通報・地域航行警報について

第三管区海上保安本部では、船舶交通の安全を図るために必要な事項を、インターネットホームページ、FAX及び無線電話により一般船舶に提供しています。

#### 通報事項

- (イ)海上における各種訓練又は演習
- (ロ) 航路標識の新設、改廃又は異変
- (ハ)海上における各種工事、作業、測量又は観測
- (二)沈船、漂流物又は水中障害物の存在
- (ホ) 浅所、魚礁、漁具、海底線又は海底管の存在
- (へ)港湾施設又は沿岸著目標の存在
- (ト)船舶の航行又は航泊の制限・禁止
- (チ) 海底火山活動等航行障害となる自然現象
- (リ)その他船舶交通の安全のために必要な事項

#### 提供方法

●「三管区水路通報」: 毎週金曜日(発行日が休日の時は原則として前日)に発行し、インターネットホームページ及びFAXにより提供しています。また、第三管区海上保安本部もしくは各保安部署等\*において閲覧もできますので、ご利用下さい。

※管内保安部署所在地一覧参照

○ インターネットホームページアドレス

第三管区海上保安本部海洋情報部・・・http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/

O FAX情報サービス

まず、「利用案内」を入手してください。

#### 【利用案内入手方法】

- 1 「045-212-1597」に電話します。
- 2 ダイヤル回線の方は、プッシュ信号発信のため「トーン」ボタンを押します。 (プッシュ回線の方は不要。また、機種により操作方法が異なる場合があります)
- 3 自動応答によるアナウンスのあと、「99#」を押します。
- 4 アナウンスに従い、「#を2回」押します。
- 5 「スタート」ボタンを押して、受話器を置いてください。
- 「三管区地域航行警報」:定時又は随時に無線電話及びインターネットホームページにより提供しています。
- 無線電話(VHF)

呼出名称・符号	唐	波	数		(JST)
トー/+キ/キャ/ (ICC)	呼出・応答用	無線電話	F3E	CH16	1020 1620
よこはまほあん(JGC)	通報用	無線電話	F3E	CH12	緊急時は随時

○ インターネットホームページアドレス

第三管区海上保安本部海洋情報部

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/

第2項 海上保安庁(本庁)が提供する水路通報・航行警報について

#### (イ) 水路通報

海上保安庁では、船舶の運航に必要な各種情報を、海図・水路誌などの水路図誌によって提供しています。水路通報は、水路図誌の刊行に関する情報及び水路図誌を最新に維持するための改補に必要な情報、並びに水路図誌の改補に係わりがないが船舶交通の安全及び能率的な運航のために必要な情報を水路図誌の利用者に提供することを目的としています。

印刷物及びインターネットホームページにより提供し、毎週金曜日に発行しています。

また、内容により、別冊としてまとめて提供するのが適当なものを、水路通報別冊として発行しています。

なお、印刷物による水路通報の入手に関しては、水路図誌販売所(第14項参照)にお問い合わせください。

○ インターネットホームページアドレス

本庁海洋情報部(水路通報のページ)

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html

(口)日本航行警報

太平洋、インド洋及び周辺諸海域を航行する日本船舶の安全のため緊急に通報を必要とする情報を、インターネットホームページ、ファクシミリ放送等(共同通信社、全国漁業無線協会を経由)により日本語で提供しています。

(ハ) NAVAREA XI 航行警報

距岸300海里以遠の大洋を航行する船舶の安全のために緊急に通報を必要とする情報を、インマルサット静止衛星を使用した高機能グループ呼出しによる放送で自動印字方式(英語)により提供しています。

また、インターネットホームページでも提供しています。

(二) NAVTEX 航行警報

距岸300海里以内の沿岸海域を航行する船舶の安全のために緊急に通報を必要とする情報を、 自動印字方式により提供しています。

また、インターネットホームページ及び携帯電話でも提供しています。

○ 上記(ロ)~(二)のインターネットホームページアドレス

本庁海洋情報部(航行警報のページ)

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html

第3項 インターネットにより提供している水路通報(補正図を含む)の利用について

海上保安庁がインターネットホームページで提供している水路通報 (補正図を含む) は、印刷物の水路通報と同等物として利用できます。(補正図については平成 16 年 2 号から)

補正図を印刷して使用する場合は、次の事項に注意して下さい。

- 1 使用するには、Adobe Acrobat Reader 8.0 以上が必要です。
- 2 印刷する際、ページの拡大や縮小処理を行わないで下さい。海図と補正図の大きさが合わなくなります。
- 3 カラープリンターは、300dpi以上の解像度を備えたものを推奨します。
- 4 カラープリンターによっては、カラー調整が必要な場合もあります。
- 5 市販の一般的な OA 用紙を使用できますが、印刷に適した紙を使用して下さい。

なお、インターネットホームページで提供する水路通報(補正図を含む)の利用は、使用者の責任で利用して下さい。

○ インターネットホームページアドレス 第2項(イ)参照

\_\_\_\_\_

#### 第4項 水路図誌使用上の注意について

水路図誌を利用するにあたり、いかに正確に使用するかということは、航海の安全、海難の防止に大きく寄与するとともに、海洋の利用・開発等の海洋活動の効率的な実施に資するものです。

これらの使用上の説明等は、「水路図誌使用の手引(書誌第801号)」が発行されていますので御利用 下さい。

#### 第5項 航海上重要な事項の連絡について

航行安全上重要な次の事項を発見又は入手した場合は、速やかに第三管区海上保安本部または最寄の保 安部署\*まで連絡して下さい。

- (イ) 暗礁・浅所・沈船・爆発物・漂流物等の航行障害物
- (ロ) 海底火山活動その他異常な自然現象
- (ハ) 灯台・灯浮標等の航路標識の異変
- (二) 海図・水路誌等の水路図誌の記載事項と著しく異なる事象
- (ホ) その他船舶の航行に重大な支障を及ぼす事項

※管内保安部署所在地一覧参照

#### 第6項 養殖漁具について

毎年8月頃から翌年5月頃まで、各県の沿岸(2~5海里以内)には、のり・わかめ等の養殖漁具が設置されます。設置場所及び時期の概略は、特殊図「漁具定置箇所一覧図(番号6105、6106)」に記載してあります。

また、記載していないものについては、情報あり次第、三管区水路通報に掲載しますので参考にして下さい。設置場所は、地域により標識灯等で表示されているものもありますが、付近を航行する場合には充分注意して下さい。

\_\_\_\_\_

#### 第7項 在日アメリカ合衆国軍の海上訓練について

第三管区管内における、在日アメリカ合衆国軍が使用する海上訓練区域は下記のとおりです。

1 チャーリー区域(本州東岸、野島埼南東方)

区 域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

- (1) 34-35-12N 140-16-48E
- (2) 34-08-12N 141-01-48E
- (3) 33-44-12N 140-22-48E
- (4) 34-31-12N 140-07-48E

訓練の種類 各種艦砲の水平及び対空射撃訓練の実施とともに、各種海軍訓練用兵器の発射を行う。

訓練時間 連日昼夜を問わず行うことができる。夜間(1700~0800)に訓練を行う際は予告される。

制限事項 本区域内は常時危険区域である。船舶が本区域に立ち入る場合はすべて自らの危険 負担においてこれをなすべきである。

漁業を禁止する。ただし夜間訓練の予定のない時は、漁業は差し支えない。

2 沼津乗下船及び積込積下訓練区域(本州南岸、駿河湾)

区 域 下記6地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

- (1) 35-06-50. 8N 138-48-45. 7E
- (2) 35-03-57. 8N 138-49-03. 7E
- (3) 35-05-15. 8N 138-45-41. 7E
- (4) 35-06-54. 8N 138-48-35. 7E
- (5) 35-06-57. 8N 138-48-36. 7E
- (6) 35-06-53. 8N 138-48-46. 7E

# 訓練の種類 (1)積込、積下訓練

装備を施した海軍部隊が上記海岸において乗船又は下船訓練を行う。

(2) 乗下船訓練

兵員を上記海岸から水陸両用小型舟艇で離陸させ、海岸から914mの地点から4,572mまでの沖合いに停泊する大型輸送船に輸送する。海岸と停泊船までの距離は、当該水域の水深によって異なる。

(3)海難救助訓練

制限事項 本区域内は、使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

備 考 本区域を使用する際は予告される。

3 相模湾潜水艦行動訓練区域(本州南岸、相模湾)

区 域 34-57-12N, 139-08-49E の地点と城ケ島灯台(35-08. 1N 139-36. 7E 概位) とを結ぶ 線以北の区域

訓練の種類 潜水艦は、射撃訓練を除く全ての訓練を行う。ただし、模擬魚雷射撃訓練は、除外されない。模擬魚雷発射に当たっては、あらかじめ、視覚探索を行う。模擬魚雷射撃訓練区域は、34-57-12N, 139-08-49E の地点と城ケ島灯台とを結ぶ線の北側及び照ケ埼(35-18.3N 139-19.0E 概位)と城ケ島灯台を結ぶ線の西側とする。

4 中部本州空戦訓練区域(本州東岸、鹿島灘)

区 域 下記経緯度線で囲まれる区域

- (1) 36-00-12N
- (2) 36-40-11N
- (3) 141-04-48E
- (4) 141-20-48E

訓練の種類 空対空訓練

訓練時間 毎日 0700~2000

5 硫黄島通信所(南方諸島、硫黄島飛石鼻付近)

区 域1 下記7地点を順に結ぶ線と陸岸で囲まれる区域

- (1) 24-45-29. 8N 141-18-14. 1E
- (2) 24-45-49. 8N 141-19-53. 1E
- (3) 24-43-49. 8N 141-21-53. 1E
- (4) 24-41-49. 8N 141-17-53. 1E
- (5) 24–43–49. 8N 141–15–53. 1E
- (0) 24 44 54 011 444 47 55 45
- (6) 24–44–51. 8N 141–17–55. 1E
- (7) 24-45-14. 8N 141-17-44. 1E

区 域2 下記7地点を順に結ぶ線と陸岸で囲まれる区域

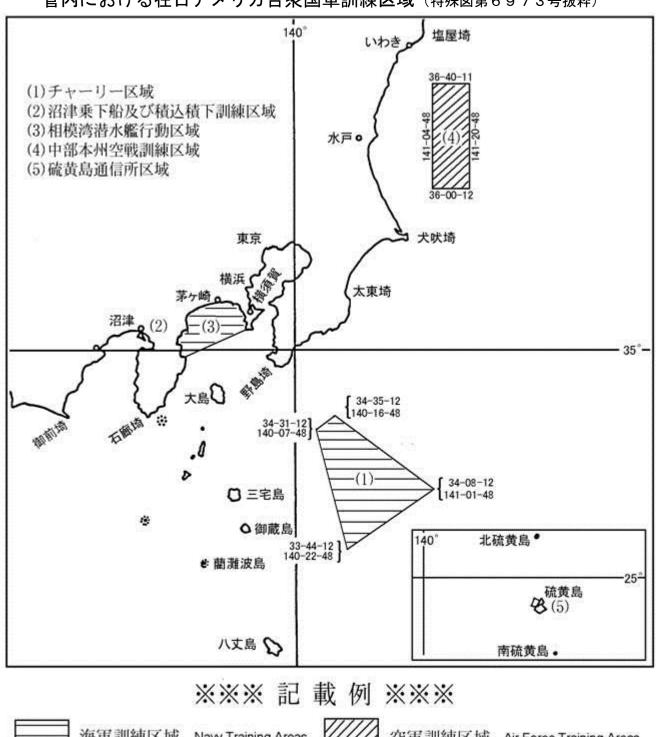
- (8) 24-46-17. 8N 141-17-39. 1E
- (9) 24-44-29. 8N 141-16-23. 1E
- (10) 24-44-57. 8N 141-13-22. 1E
- (11) 24-48-56. 8N 141-15-19. 1E
- (12) 24-48-22. 8N 141-16-29. 1E
- (13) 24-47-04. 8N 141-16-59. 1E
- (14) 24-47-12.8N 141-17-27.1E

訓練の種類 水陸両用訓練

制限事項 本区域内は、使用期間中漁業を禁止する。

備 考 本区域を使用する際は予告される。

管内における在日アメリカ合衆国軍訓練区域(特殊図第6973号抜粋)



海軍訓練区域	Navy Training Areas		空軍訓練区域	Air Force Training Areas
陸軍及び海兵隊	蒙訓練区域 Army	and Marine (	Corps Training Areas	

以上の情報を参考に、付近を航行する場合は、一層注意してください。

\_\_\_\_\_

# 第8項 ラジオゾンデについて

ラジオゾンデは気圧、気温、湿度等の気象要素を測定するセンサを搭載し、測定した情報を送信するための無線送信器を備えた気象観測器です。陸上又は海上よりゴム気球に吊るして飛揚し、大気の状態を観測し、観測終了後パラシュートによってゆっくり降下しますので付近を航行する場合には注意して下さい。

# 第9項 三管区海洋速報について

第三管区海上保安本部では、管内における沿岸流及び黒潮の流向・流速などについて最新情報を編集 し、インターネットホームページにより提供しています。

- インターネットホームページアドレス http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/
- O FAX情報サービス

まず、「利用案内」を入手してください。(入手方法は第1項参照)

\_\_\_\_\_

# 第10項 船舶通航信号所における情報提供について

次の船舶通航信号所において、下表のとおり無線電話、電話、FAX及びインターネットホームページにて海上交通に関する情報提供を行っています。

名	称	呼出名称	電波の形式、周波数、空中線電力等	通報又は通信時間
鹿	島		通報用 船舶自動識別装置(AIS) 犬吠埼 004310309 磯埼 004310312	適時、英語
			呼出·応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch14(156.70MHz) 10W	常時、日本語 呼出に応じて提供
Ŧ	葉	ちば ハーバー レーダ	通信用 船舶自動識別装置 (AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	常時、英語
		通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	適時、英語	
		けいひん	呼出·応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch14(156.70MHz) 10W	常時、日本語 呼出応答を行う船舶は通信の冒頭に 「東京通航」を冠すること (呼出に応じて提供)
東京1	3号地	ハーバー レーダ	通信用 船舶自動識別装置 (AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	常時、英語
		とうきょう じゅうさん ごうち	通報用 船舶自動識別装置(AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	適時、英語

名称	呼出名称	電波の形式、周波数、空中線電力等	通報又は通信時間
		呼出·応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch14(156.70MHz) 10W	常時、日本語 呼出応答を行う船舶は通信の冒頭に 「塩浜通航」を冠すること (呼出に応じて提供)
塩 浜	けいひん ハーバー レーダ	通信用 船舶自動識別装置(AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	常時、英語
		通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	適時、英語
東海防川崎	とうかい ぼう よこはま	呼出·応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通報·通信用 無線電話 F3E ch13(156.65MHz) 10W 無線電話 F3E ch12(156.60MHz) 10W	常時、日本語及び英語
		呼出・応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 呼出・通信用 無線電話 F3E ch13(156.65MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch14(156.70MHz) 10W	適時、日本語又は英語 呼出応答を行う船舶は通信の冒頭に 「本牧通航」を冠すること (呼出に応じて提供)
本 牧	けいひん ハーバー レーダ	通信用 船舶自動識別装置(AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	常時、英語
		通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304	適時、英語

名 称	呼出名称	電波の形式、周波数、空中線電力等	通報又は通信時間
		呼出·応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 呼出用 無線電話 F3E ch13(156.65MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch14(156.70MHz) 10W F3E ch22(161.70MHz) 10W	常時、日本語または英語 (呼出に応じて提供)
		通信用 船舶自動識別装置(AIS) 塩屋埼 004310209 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304 勝浦 004310305 野島埼 004310306 伊豆大島 004310307 石廊埼 004310308 犬吠埼 004310309 龍王埼 004310310 金冠 004310311 磯埼 004310312	常時、英語
観音埼	音 埼 とうきょう マーチス 通報用 無線電話 H3E 1,665kHz 10W (日本語) 無線電話 H3E 2,019kHz 10W (英語)		毎時 0 分及び 30 分から各 15 分間は 日本語 毎時 15 分から 15 分間は英語 緊急時は随時
		通報用 電話 046-843-8622 046-843-8623 046-843-8624 インターネットホームへ。一ジ http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/	適時、日本語又は英語
		通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 塩屋埼 004310209 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304 勝浦 004310305 野島埼 004310306 伊豆大島 004310307 石廊埼 004310308 犬吠埼 004310309 龍王埼 004310311 磯埼 004310312	適時、英語

\_\_\_\_\_

# 第11項 船舶気象通報について

下表のとおり電話及びインターネットホームページにて「船舶気象通報」を提供しています。

# 1 電話による提供(自動応答)

清水海上保安部 (TEL 054-355-0177)

	通報項目
大王埼灯台	風向、風速、気圧、波高
舞阪灯台	風向、風速
御前埼灯台	風向、風速
石廊埼灯台	風向、風速、気圧
神子元島灯台	風向、風速

# 下田海上保安部 (TEL 0558-27-3177)

	通報項目
御前埼灯台	風向、風速
石廊埼灯台	風向、風速、気圧
神子元島灯台	風向、風速
神津島灯台	風向、風速
伊豆大島灯台	風向、風速
剱埼灯台	風向、風速
八丈島灯台	風向、風速、波高

# 観音埼船舶通航信号所(TEL 0468-44-4521)

	通報項目
伊豆大島灯台	風向、風速
洲埼灯台	風向、風速
剱埼灯台	風向、風速
観音埼船舶通航信号所	風向、風速、気圧、視程
本牧船舶通航信号所	風向、風速
東京 13 号地船舶通航信号所	風向、風速

# 第三管区海上保安本部 (TEL 045-227-1177)

	通報項目
洲埼灯台	風向、風速
剱埼灯台	風向、風速
観音埼船舶通航信号所	風向、風速、気圧、視程
第二海堡灯台	風向、風速
本牧船舶通航信号所	風向、風速
海ほたるレーダー施設	風向、風速
東京 13 号地船舶通航信号所	風向、風速
野島埼灯台	風向、風速、気圧、波高

# 銚子海上保安部 (TEL 0479-20-0177)

	報事項
犬吠埼灯台	風向、風速、気圧、波高
勝浦灯台	風向、風速
野島埼灯台	風向、風速、気圧、波高
鹿島船舶通航信号所	風向、風速
磯埼灯台	風向、風速

茨城海上保安部 (TEL 029-264-0177)

	通報事項
塩屋埼灯台	風向、風速、気圧
磯埼灯台	風向、風速
犬吠埼灯台	風向、風速、気圧、波高
勝浦灯台	風向、風速
鹿島船舶通航信号所	風向、風速

#### 2 インターネットホームページによる提供

東京湾海上交通センター http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/ 茨城海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/ibaraki/ 銚子海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/choshi/ 東京海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/ 千葉海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/chiba/ 横浜海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/ 横須賀海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/ 下田海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/ 清水海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimizu/

#### 第12項 「海の相談室」について

海の相談室は、全国11ヶ所の地域(管区海上保安本部)と東京(海上保安庁海洋情報部内)にある、 「海の情報の提供窓口」です。

第三管区海上保安本部の「海の相談室」では、下記のような事項についての資料の閲覧、提供を実施しておりますので、どなたでもお気軽に御利用下さい。

\*\*\*相 談 内 容\*\*\*

次のような内容について、来訪、電話、手紙等により受け付け情報を提供します。

なお、手紙の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

- (イ) 水深、海底地形、地質等に関すること
- (ロ)海流、潮流、潮汐、水温等に関すること
- (ハ) 日出・日没等の天文、暦に関すること
- (二) 海図等の水路図誌、水路通報、航行警報に関すること
- (ホ) 水路測量、海象観測等に関すること
- (へ) その他、保有する資料により回答できる情報

開設場所: 〒231-8818

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎20階 第三管区海上保安本部 海洋情報部内 「海の相談室」

電話番号:045(211)1118(内線2511)

FAX 番号: 045(212)1597

ホームページアドレス: http://www1. kaiho. mlit. go. jp/KAN3/marine/sodan. htm

利用時間:0930~1815 毎週月~金曜日(祝日を除く)

・みなとみらい線「馬車道駅」(4番出口)すぐ

・ J R 根岸線「桜木町駅」または「関内駅」(北口) 徒歩約10分 ・市営地下鉄「関内駅」(9番出口) 徒歩約10分

横浜市営バス「横浜第2合同庁舎バス停」すぐ

### 第13項 「マリンレジャー行事相談室」について

海上保安部署\*においては、ヨットレース等のマリンレジャー行事が安全かつ円滑に実施されるよう、 これらの行事の相談窓口として、「マリンレジャー行事相談室」を開設しています。

その他、地域に密着したきめ細やかな情報提供等も実施しておりますので、お気楽にお尋ね下さい。 ※管内保安部署所在地一覧参照

第14項 水路図誌(海図等)の購入について 海図等の水路図誌は、下記の販売所で購入できます。

水路図誌販売所名	所 在 地	電話番号
三洋商事(株)	東京都中央区新川 1-17-25 (東茅場町有楽ビル)	03-3551-8311
三洋商事(株)横浜事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜 2-18-16	044-280-0740
日本水路図誌(株)横浜本社	神奈川県横浜市中区弁天通6-85(宇徳ビル5階)	045-228-8808
日本水路協会海図サービスセンター	東京都大田区羽田空港 1-6-6 (第一綜合ビル 6 階)	03-5708-7070
コーンス゛・アント゛・カンハ゜ニー・リミテット゛海図ク゛ループ゜横 浜海図チーム	神奈川県横浜市中区山下町 273 (JPT 元町ビル)	045-650-1380

(この所在地電話番号は平成28年12月現在です。)

- このほか、日本水路協会海図サービスセンターのインターネットホームページからも購入できます。 インターネットホームページアドレス: http://www.jha.or.jp/
- ※ 上記以外の販売所及び取次店については、「水路図誌目録(書誌第900号)」の巻末をご参照くださ

# 管内保安部署所在地一覧

事 務 所 名	₹	住 所	電話番号
第三管区海上保安本部	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1118
茨城海上保安部	311-1214	ひたちなか市和田町 3-4-16 那珂湊運輸総合庁舎	029-263-4118
千葉海上保安部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-301-0118
銚子海上保安部	288-0001	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-21-0118
東京海上保安部	135-0064	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-5564-1118
横浜海上保安部	231-0001	横浜市中区新港 1-2-1 横浜海上防災基地	045-671-0118
横須賀海上保安部	237-0071	横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎	046-862-0118
清水海上保安部	424-0922	静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-353-0118
下田海上保安部	415-0023	下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-23-0118
鹿島海上保安署	314-0103	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2601
木更津海上保安署	292-0836	木更津市新港 8-2 木更津港湾合同庁舎	0438-30-0118
勝浦海上保安署	299-5233	勝浦市浜勝浦 499	0470-73-4999
小笠原海上保安署	100-2101	東京都小笠原村父島字清瀬	04998-2-7118
川崎海上保安署	210-0865	川崎市川崎区千鳥町 12-3 川崎港湾合同庁舎	044-266-0118
湘南海上保安署	251-0036	藤沢市江の島 1-12-3	0466-22-4999
御前崎海上保安署	437-1623	御前崎市港 6170-2 御前崎港湾合同庁舎	0548-63-4999
茨城海上保安部日立分室	319-1223	日立市みなと町 14-1 日立物流センター 2 階	0294-29-0118
千葉海上保安部館山分室	294-0034	館山市沼 987-1	0470-20-0118
千葉海上保安部船橋分室	273-0016	船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎	047-432-4118
清水海上保安部田子の浦分室	417-0015	富士市鈴川町 1-2	0545-31-0118
伊東 MPS(マリンパトロールステーション)	414-0002	伊東市湯川 571-19 伊東マリンタウン内	0557-35-3085
東京湾海上交通センター	239-0813	横須賀市鴨居 4-1195	046-842-0118

# 〈〈海の「もしも」は、118番〉〉

加入電話、公衆電話はもちろんのこと、船舶電話、携帯電話でも通報できますので、海での人命・ 船舶の緊急事案に遭遇した、又は不審な船を発見した際は、「118」番へ連絡をお願いします。

※本要覧に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

第三管区海上保安本部 海洋情報部監理課情報係

〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎20階

TEL 045-211-1118(内線 2515 又は 2516) FAX 045-212-1597